

環境影響評価手続き

1. 「環境影響評価」とは、事業の規模が大きく、環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者が事前に、環境の保全について適切な配慮がなされるようにするための手続き。
2. 必要な環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための必要な措置を検討する。準備書の作成にあたっては、説明会を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることができ、住民は準備書の公告・縦覧の間に意見を提出することができる。

(高規格幹線道路の場合)

